

令和6年(し)第462号 逮捕状発付の裁判に対する特別抗告事件

令和6年7月17日 第一小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

逮捕に関する裁判が刑訴法429条1項の準抗告の対象とならない趣旨に鑑みると、逮捕に関する裁判に対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告の申立ては不適法である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 宮川美津子 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官  
岡 正晶 裁判官 堺 徹)